

熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要領

(趣旨)

- 第1条 知事は、乳幼児（入院時の多子世帯幼児を含む。）の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、乳幼児の医療費の一部負担金に対して市町村が助成した場合において、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表右欄に定めるところによる。

乳 幼 児	満4歳に満たない者（満4歳に達する日の属する月の末日までの者を含む。）
多子世帯幼児	養育者が養育している子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）が3人以上いる世帯において、年齢が満4歳から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての者
医療保険各法	次に掲げる法律 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号） (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
医 療 費	医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用（入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）
一部負担金	医療費から医療保険各法の規定により給付される療養費を控除した額（入院時食事療養費、高額療養費、附加給付金及び他の法令等の規定により公費負担金がある場合は、その額を控除した額）
<u>市町村民税</u> <u>非課税世帯</u>	保険給付があった月に属する年度（当該保険給付のあった月が4月又は5月の場合にあつては、その前年度）において、市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいう。）が同法第295条の規定により、助成対象乳幼児の属する世帯の世帯員すべてについて課されていない世帯

(対象経費及び交付額の算定方法)

第3条 補助金算定の対象は、毎年1月から12月までの間における市町村の助成決定分とし、補助金交付額は、要項別表の第2欄に掲げる補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市町村助成支出額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 要項第3条第1項の申請書は、8月15日(その日が閉庁日に当たるときは、その日の直前の開庁日)までに提出するものとする。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を市町村長が押印して証明したものとする。
- 4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
 - (1) 熊本県乳幼児医療費助成事業補助金所要額調書(別記第1号様式の2)
 - (2) 医療費補助に関する条例、規則等の写し
 - (3) その他参考となる資料

(事業の内容等の変更)

第5条 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用する。

- 2 前項の事業変更計画書に添付する熊本県乳幼児医療費助成事業補助金所要額調書の様式は、別記第1号様式の2を準用する。

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を市町村長が押印して証明したものとする。
- 3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 熊本県乳幼児医療費助成事業補助金精算額調書(別記第2号様式の2)
 - (2) その他参考となる資料
- 4 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、1月31日(その日が閉庁日に当たるときは、その日の直前の開庁日)とする。

附 則

この要領は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。